

令和 3 年 9 月
浜田市議会定例会議議案

令和 3 年 9 月 1 日

令和 3 年 9 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 認定第 1 号 令和 2 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 2 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 2 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 2 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和 2 年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 10 号 令和 2 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第 11 号 令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について
- 議案第 64 号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 65 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 66 号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69 号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 70 号 工事請負契約の締結について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事）
- 議案第 71 号 工事請負契約の締結について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事）
- 議案第 72 号 工事請負契約の締結について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事）

- 議案第 73 号 市道路線の認定について（西浜田 163 号線外）
- 議案第 74 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について
- 議案第 75 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第 76 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更について
- 議案第 77 号 浜田地区広域行政組合規約の変更について
- 議案第 78 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 79 号 令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 11 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 12 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 13 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

令和 2 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 2 号

令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 3 号

令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 4 号

令和 2 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 5 号

令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 6 号

令和 2 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 7 号

令和 2 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 8 号

令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 9 号

令和 2 年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 10 号

令和 2 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 11 号

令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 64 号

浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例

浜田市ケーブルテレビ施設条例（平成 17 年浜田市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項の表グリーンチャンネル HD の項中「1,320 円」を「1,100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第 25 条第 2 項の規定は、令和 3 年 10 月以後の月分の視聴料について適用し、同年 9 月以前の月分の視聴料については、なお従前の例による。

議案第 65 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 削除

附則第 4 項中「個人番号カード」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の浜田市手数料条例の規定は、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

議案第 66 号

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例

浜田市立幼稚園条例（平成 17 年浜田市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（預かり保育の実施）

第 5 条 幼稚園においては、預かり保育（教育課程に係る教育時間以外の時間に、当該幼稚園に入園している園児を一時的に預かり、保育を行うことをいう。以下同じ。）を実施するものとする。

（預かり保育料）

第 6 条 預かり保育に係る保育料（以下「預かり保育料」という。）は、1 日当たり 400 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、預かり保育を受ける園児が市内に住所を有し、かつ、その保護者が子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者に該当する場合は、無料とする。

3 預かり保育料の納期限は、預かり保育を利用した日の属する月の翌月の末日とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 67 号

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例(平成 17 年浜田市条例第 278 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「入所及び通所を通し」を削る。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) デイサービス事業 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業

第 3 条第 2 号中「居住部門で行う事業」を「居住事業」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「交流部門で行う事業」を「交流事業」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

第 9 条第 1 号を次のように改める。

(1) デイサービス事業 午前 10 時から午後 2 時まで

第 9 条第 2 号中「居住部門」を「居住事業」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「交流部門」を「交流事業」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 10 条第 1 号を次のように改める。

(1) デイサービス事業 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等

第 10 条第 2 号中「居住部門の利用対象者」を「居住事業」に改め、同号イ中「居住サービス」を「居住事業の利用」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「交流部門の利用対象者」を「交流事業」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

第 11 条第 4 項中「保険法第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者及び保険法」を「介護保険法」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2（第 15 条関係）

高齢者生活福祉センターで行う事業の利用料金

事業	利用料金
デイサービス事業	介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
居住事業	1 月当たり 1 万円。ただし、次に該当するときは、それぞれに定める額とする。 (1) 夫婦で利用した場合 当該夫婦のいずれか一方について 5,000 円（当該夫婦で利用した期間に限る。） (2) 月の中途において利用を開始し、又は中止した場合 1 月当たりの利用料金の額に当該月の実利用日数（当該利用を開始し、又は中止した日を含む。）を乗じて得た額を、当該月の実日数で除して得た額（100 円未満切捨て）
交流事業	無料
その他	無料

議案第 68 号

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 昭和 56 年度の部黒川改良店舗の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 69 号

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例

(浜田市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(浜田市地域定住住宅条例の一部改正)

第 2 条 浜田市地域定住住宅条例（令和 2 年浜田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(浜田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 3 条 浜田市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 249 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(浜田市雇用促進住宅条例の一部改正)

第 4 条 浜田市雇用促進住宅条例（平成 22 年浜田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1,705,000,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 祥洋建設・宮田建設工業・伊原組特別共同企業体 |
| | 代表者 | 浜田市下府町 327 番地 41
祥洋建設株式会社
代表取締役 今 井 久 晴 |
| | 構成員 | 浜田市朝日町 91 番地 13
宮田建設工業株式会社
代表取締役 宮 田 智 裕 |
| | 構成員 | 浜田市京町 61 番地
株式会社伊原組
代表取締役 伊 原 憲 吾 |

議案第 71 号

工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 契約の目的 浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 396,000,000 円
- 4 契約の相手方 大成・北陽特別共同企業体
代表者 浜田市相生町 3905 番地
大成電気水道工業株式会社 浜田営業所
所長 渡 邊 兼 敏
構成員 浜田市下府町 327 番地 102
北陽電気工事株式会社 浜田営業所
所長 三 浦 貴 則

議案第 72 号

工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 271,700,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 電設サービス・山陰クボタ水道用材特別共同企業体 |
| | 代表者 | 浜田市黒川町 97 番地 8
株式会社電設サービス
代表取締役 渡 辺 頼 孝 |
| | 構成員 | 浜田市下府町 327 番地 58
山陰クボタ水道用材株式会社 浜田営業所
所長 三 隅 重 昭 |

議案第 73 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

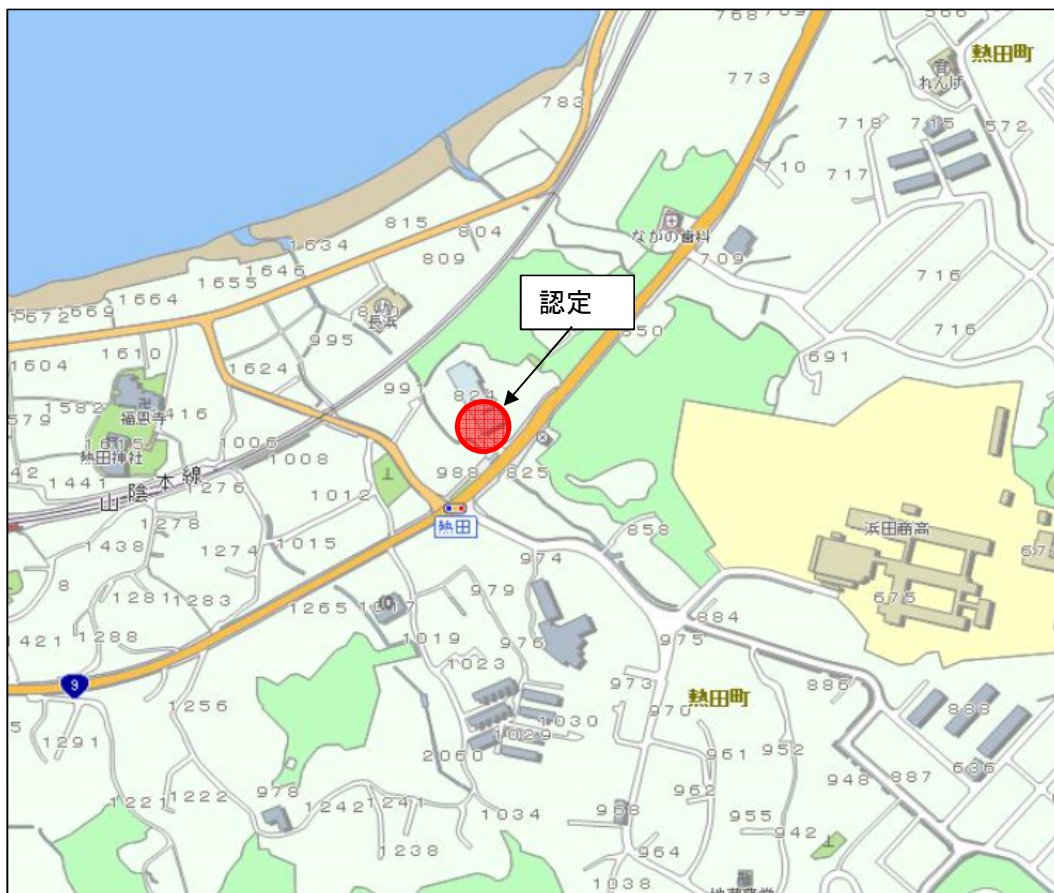
令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

市道認定路線

[illegible]

認定



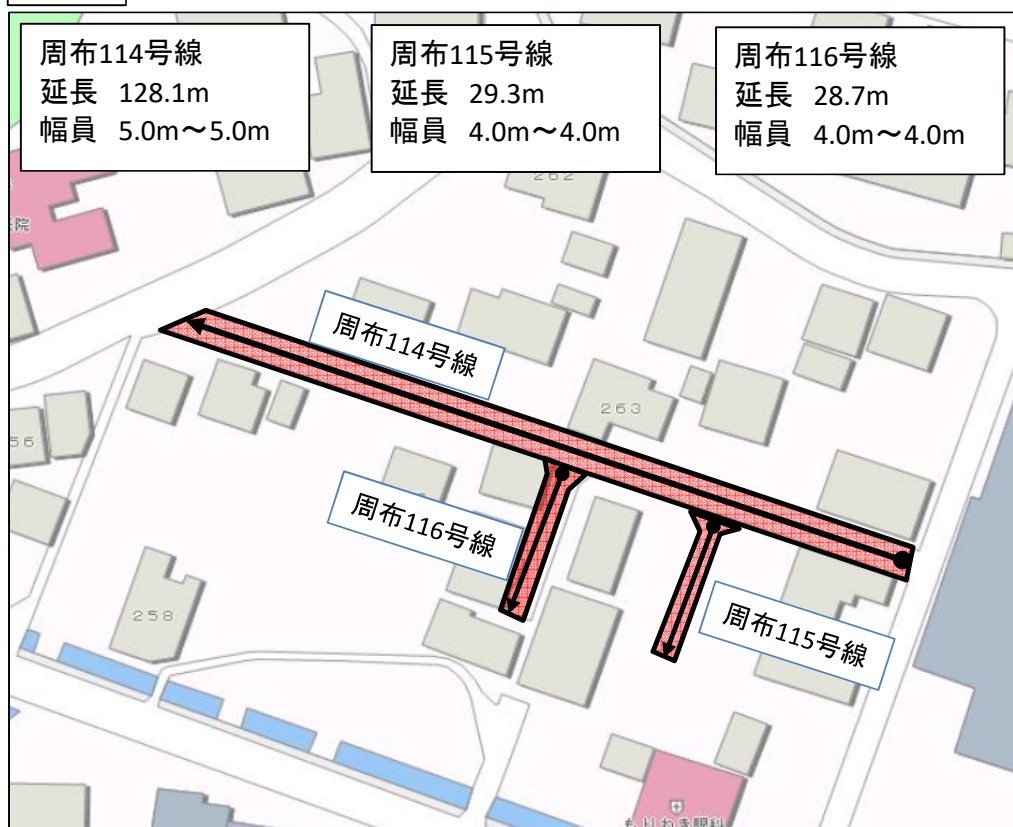
詳細図



認定



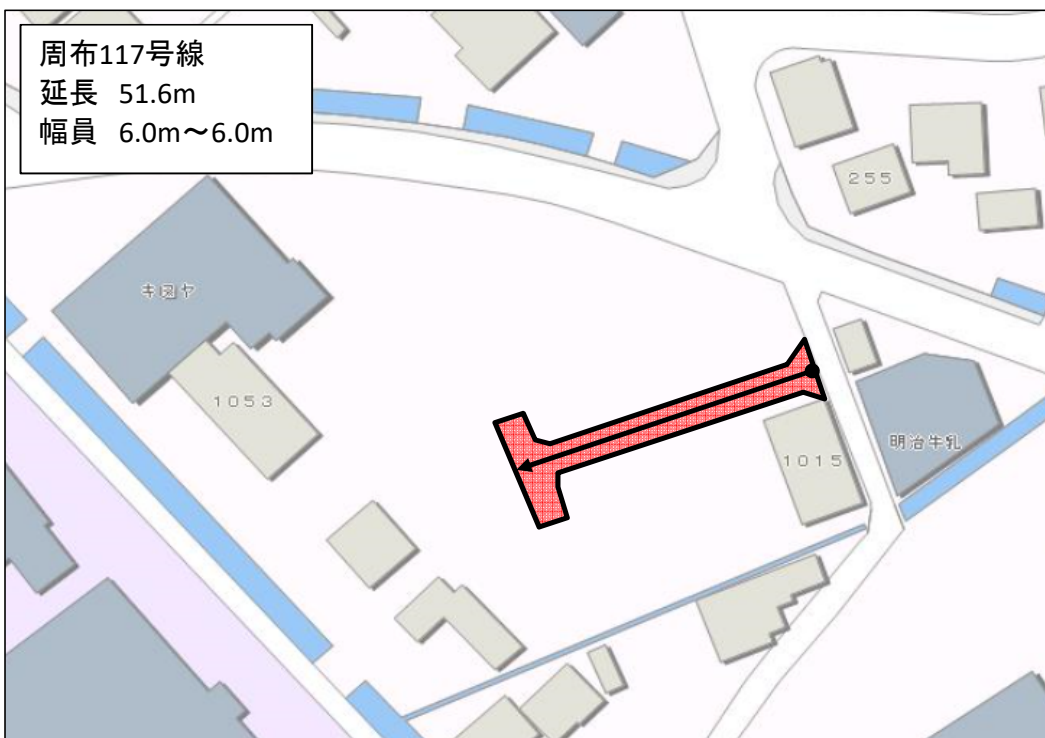
詳細図



認定



詳細図



議案第 74 号

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について

地方自治法第 288 条の規定により、令和 3 年 12 月 31 日限りで、浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 75 号

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、令和 3 年 12 月 31 日限りで解散する浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の財産処分を次のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

江津市に承継する財産

1. 土地

種別	所在・地番	地目	地積(㎡)
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 710 番地	宅地	85.95
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 710 番地 1	宅地	56.19
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 710 番地 2	宅地	6.61
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 687 番地	宅地	158.67
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 1202 番地 2	宅地	29.75
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 709 番地続の 1	宅地	49.58
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 696 番地	宅地	128.92
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 736 番地 1	宅地	13.22
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 736 番地 5	宅地	32.62

2. 建物

種別・名称	所在	構造	延床面積 (㎡)
公衆浴場御前湯	江津市有福温泉町 710 番地	鉄筋コンクリート造 二階建	268.49
公衆浴場早月湯	江津市有福温泉町 687 番地	木造瓦葺平家建	87.27
公衆浴場弥生湯	江津市有福温泉町 736 番地 1	木造瓦葺平家建	26.44
桜湯	江津市有福温泉町 696 番地	木造瓦葺平家建	89.25

3. 物品

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の管理する全ての機械、器具、備品、消耗品

4. その他財産

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の管理する施設に係る全ての権利、現金、預貯金、基金、負債など

議案第 76 号

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の一部を改正する規約

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約（昭和 48 年 8 月 17 日島根県知事許可）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（組合の解散に伴う事務の承継）

第 13 条 組合の解散があった場合においては、江津市がその事務を承継する。

附 則

この規約は、島根県知事の許可があった日から施行する。

議案第 77 号

浜田地区広域行政組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、浜田地区広域行政組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合格約の一部を変更する規約

浜田地区広域行政組合格約（平成 17 年 9 月 30 日島根県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「（各種申請書、届出書等の受付並びに要支援認定及び要介護認定に係る調査を除く。）」を「（各種申請書、届出書等の受付、要支援認定及び要介護認定に係る調査並びに地域支援事業のうち、関係市が実施することにより事業効果が発揮できると管理者が認めたものを除く。）」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 3 年度 浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度浜田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 877,788 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,260,909 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		334,310	△7,200	327,110
	1 地方特例交付金	46,908	△7,200	39,708
11 地方交付税		11,450,000	825,117	12,275,117
	1 地方交付税	11,450,000	825,117	12,275,117
14 使用料及び手数料		613,366	52	613,418
	1 使用料	434,475	144	434,619
	2 手数料	178,891	△92	178,799
15 国庫支出金		5,714,154	981	5,715,135
	2 国庫補助金	1,895,821	981	1,896,802
16 県支出金		2,652,988	3,737	2,656,725
	2 県補助金	847,848	3,737	851,585
19 繰入金		3,412,071	△652,002	2,760,069
	1 基金繰入金	3,412,071	△652,002	2,760,069
20 繰越金		1	665,289	665,290
	1 繰越金	1	665,289	665,290
21 諸収入		946,672	40,901	987,573
	5 雑入	551,361	40,901	592,262
22 市債		3,254,900	913	3,255,813
	1 市債	3,254,900	913	3,255,813
歳入合計		38,383,121	877,788	39,260,909

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,592,334	665,891	6,258,225
	1 総 務 管 理 費	4,891,008	665,983	5,556,991
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	190,461	△ 92	190,369
3 民 生 費		11,828,202	2,539	11,830,741
	2 児 童 福 祉 費	4,413,535	2,081	4,415,616
	3 生 活 保 護 費	856,230	458	856,688
4 衛 生 費		3,291,144	1,000	3,292,144
	1 保 健 衛 生 費	2,037,752	1,000	2,038,752
6 農 林 水 産 業 費		2,904,763	4,400	2,909,163
	1 農 業 費	1,398,800	4,400	1,403,200
7 商 工 費		1,375,133	193,460	1,568,593
	1 商 工 費	1,375,133	193,460	1,568,593
8 土 木 費		2,645,988	△ 1,500	2,644,488
	4 港 湾 費	1,898	△ 1,500	398
10 教 育 費		2,772,260	26,754	2,799,014
	1 教 育 総 務 費	897,307	0	897,307
	4 幼 稚 園 費	320,518	0	320,518
	5 社 会 教 育 費	621,125	26,754	647,879
11 災 害 復 旧 費		90,000	33,800	123,800
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	50,000	33,800	83,800
12 公 債 費		6,273,204	△ 48,556	6,224,648
	1 公 債 費	6,273,204	△ 48,556	6,224,648
歳 出 合 計		38,383,121	877,788	39,260,909

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	公設水産物仲買売場解体工事費	千円 94,238
07 商工費	01 商工費	浜田プレミアム付き飲食・宿泊 応援チケット発行事業	21,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
企業立地奨励事業	令和3年度から令和7年度まで	千円 6,681

第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償還の方法
商工業振興 施設整備事業	千円 200,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 による。ただし、市 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮し、若し くは延長し、繰上償 還を行い、又は借 換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
災害復旧事業	千円 26,000	千円 66,800
臨時財政対策債	1,160,000	920,113

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	334,310	△7,200	327,110
11 地方交付税	11,450,000	825,117	12,275,117
14 使用料及び手数料	613,366	52	613,418
15 国庫支出金	5,714,154	981	5,715,135
16 県支出金	2,652,988	3,737	2,656,725
19 繰入金	3,412,071	△652,002	2,760,069
20 繰越金	1	665,289	665,290
21 諸収入	946,672	40,901	987,573
22 市債	3,254,900	913	3,255,813
歳入合計	38,383,121	877,788	39,260,909

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	5,592,334	665,891	6,258,225			2,508	663,383
3民 生 費	11,828,202	2,539	11,830,741	1,386			1,153
4衛 生 費	3,291,144	1,000	3,292,144			1,000	
6農 林 水 産 業 費	2,904,763	4,400	2,909,163	2,200			2,200
7商 工 費	1,375,133	193,460	1,568,593		200,000		△6,540
8土 木 費	2,645,988	△1,500	2,644,488				△1,500
10教 育 費	2,772,260	26,754	2,799,014	1,132		26,898	△1,276
11災 害 復 旧 費	90,000	33,800	123,800		40,800		△7,000
12公 債 費	6,273,204	△48,556	6,224,648				△48,556
歳 出 合 計	38,383,121	877,788	39,260,909	4,718	240,800	30,406	601,864

2 歳 入

10 地方特例交付金 (1 地方特例交付金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方特例交付金	334,310	△7,200	327,110
1 地方特例交付金	46,908	△7,200	39,708
1 地方特例交付金	46,908	△7,200	39,708
11 地方交付税	11,450,000	825,117	12,275,117
1 地方交付税	11,450,000	825,117	12,275,117
1 地方交付税	11,450,000	825,117	12,275,117
14 使用料及び手数料	613,366	52	613,418
1 使 用 料	434,475	144	434,619
8 教育使用料	8,775	144	8,919
2 手 数 料	178,891	△92	178,799
1 総務手数料	29,772	△92	29,680
15 国庫支出金	5,714,154	981	5,715,135
2 国庫補助金	1,895,821	981	1,896,802
2 民生費国庫補助金	257,575	981	258,556
16 県支出金	2,652,988	3,737	2,656,725
2 県補助金	847,848	3,737	851,585
2 民生費県補助金	286,167	981	287,148
4 農林水産業費県補助金	382,139	2,200	384,339
7 教育費県補助金	47,241	556	47,797

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 特 例 交 付 金	△7,200	地方特例交付金 △7,200
1 地 方 交 付 税	825,117	普通交付税 825,117
5 幼 稚 園 使 用 料	144	預かり保育料 144
3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 手 数 料	△92	戸籍住民基本台帳手数料 △92
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	981	子ども・子育て支援交付金 981
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	981	子ども・子育て支援交付金 981
1 農 業 費 補 助 金	2,200	農業用ハウス等リース支援事業費 2,200
1 教 育 総 務 費 補 助 金	556	学校支援員配置事業費 556

19 繰 入 金 (1 基金繰入金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 入 金	3,412,071	△652,002	2,760,069
1 基金繰入金	3,412,071	△652,002	2,760,069
1 財政調整基金繰入金	1,283,199	△680,356	602,843
5 まちづくり振興基金繰入金	243,733	600	244,333
6 ふるさと応援基金繰入金	494,124	27,754	521,878
20 繰 越 金	1	665,289	665,290
1 繰 越 金	1	665,289	665,290
1 繰 越 金	1	665,289	665,290
21 諸 収 入	946,672	40,901	987,573
5 雑 入	551,361	40,901	592,262
2 雑 入	551,359	40,901	592,260
22 市 債	3,254,900	913	3,255,813
1 市 債	3,254,900	913	3,255,813
5 商 工 債	67,400	200,000	267,400
9 災害復旧債	26,000	40,800	66,800
10 臨時財政対策債	1,160,000	△239,887	920,113
歳 入 合 計	38,383,121	877,788	39,260,909

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△680,356	財政調整基金繰入金 △680,356
1 まちづくり振興基金繰入金	600	まちづくり振興基金繰入金 600
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	27,754	ふるさと応援基金繰入金 27,754
1 前 年 度 繰 越 金	665,289	前年度繰越金 665,289
7 総 務 費 雑 入	2,000	協働のまちづくり事業助成金 2,000
8 民 生 費 雑 入	38,901	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 38,901
1 商 工 債	200,000	金城カントリークラブ施設整備資金貸付事業費 200,000
2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 債	40,800	現年公共土木施設災害復旧費 40,800
1 臨 時 財 政 対 策 債	△239,887	臨時財政対策債 △239,887

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,592,334	665,891	6,258,225			2,508	663,383
1 総務管理費	4,891,008	665,983	5,556,991			2,600	663,383
6 財産管理費	743,392	363,008	1,106,400				363,008
7 企 画 費	1,833,521	813	1,834,334			600	213
8 まちづくりセンター費	475,722	0	475,722			2,000	△2,000
18 諸 費	47,388	302,162	349,550				302,162

2 総 務 費 （ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	12,634	1 財政調整基金積立金 340,000
24 積立金	350,374	2 市民生活安定化基金積立金 10,374
		3 浜田市江津市旧有福村有財産改修 費負担金 12,634
18 負担金補助及び交付金	813	1 新交通システム運営事業 600
		2 新型コロナウイルス感染症対策地 域公共交通事業者支援事業 213
22 償還金利子及び割引料	302,162	1 国県補助金等精算返還金 302,162

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	190,461	△92	190,369			△92	
1 戸籍住民基本 台帳費	190,461	△92	190,369			△92	

2 総 務 費 （ 3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△92	1 個人番号カード交付事業 △92

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,828,202	2,539	11,830,741	1,386			1,153
2 児童福祉費	4,413,535	2,081	4,415,616	1,386			695
1 児童福祉総務費	1,077,926	2,081	1,080,007	1,386			695
2 児童措置費	3,315,521	0	3,315,521				

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
12	委託料	2,081	1 地域子育て支援拠点事業 2,081
18	負担金補助及び交付金	△8,708	1 私立保育所保育事業 8,708
19	扶助費	8,708	2 第3子以降保育料無償化事業 △8,708

3 民 生 費 （ 3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	458	1 新型コロナウイルス感染症対策生 活困窮者支援事業 458

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3, 291, 144	1, 000	3, 292, 144			1, 000	
1 保健衛生費	2, 037, 752	1, 000	2, 038, 752			1, 000	
4 環境衛生費	626, 776	1, 000	627, 776			1, 000	

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	1,000	1 動物愛護推進事業 1,000

[illegible]

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	4,400	1 有機野菜等農業用ハウス整備支援事業 4,400

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,375,133	193,460	1,568,593		200,000		△6,540
1 商 工 費	1,375,133	193,460	1,568,593		200,000		△6,540
1 商工総務費	831,250	△46,825	784,425				△46,825
2 商工業振興費	263,684	209,540	473,224		200,000		9,540
3 観 光 費	265,951	30,745	296,696				30,745

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△46,825	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（商工総務費） △50,825 2 浜田港国際コンテナ航路利用事業者支援事業 4,000
18 負担金補助及び交付金	9,540	1 浜田港振興会負担金 9,540 2 金城カントリークラブ施設整備資金貸付事業 200,000
20 貸付金	200,000	
18 負担金補助及び交付金	30,745	1 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業 30,745

[illegible]

8 土 木 費 (4 港 湾 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△1,500	1 港湾振興事務費 △1,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,772,260	26,754	2,799,014	1,132		26,898	△1,276
1 教育総務費	897,307	0	897,307	556			△556
3 教育研究指導費	195,726	0	195,726	556			△556

10 教 育 費 （ 1 教育総務費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

[illegible]

10 教 育 費 （ 4 幼稚園費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

[illegible]

10 教 育 費 (5 社会教育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	495	1 石正美術館施設改修事業 26,754
14 工事請負費	26,259	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	90,000	33,800	123,800		40,800		△7,000
2 公共土木施設 災害復旧費	50,000	33,800	83,800		40,800		△7,000
1 道路橋梁災害 復旧費	50,000	33,800	83,800		40,800		△7,000

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	5,100	1 3 年公共土木施設災害復旧費 33,800
14 工事請負費	28,700	

12 公債費 (1 公債費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	5,156	1 長期債元金 5,156
22 償還金利子及び割引料	△53,712	1 長期債利子 △53,712

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
〔 既決分 〕	千円 7, 592, 153		千円 1, 260, 361	千円 2, 010, 975		千円 4, 320, 817	千円 1, 633, 143	千円 2, 687, 674
企 業 立 地 奨 励 事 業	6, 681	令和3年度から			令和7年度まで	6, 681		6, 681
計	7, 598, 834		1, 260, 361	2, 010, 975		4, 327, 498	1, 633, 143	2, 694, 355

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 1,879,510	千円 26,000	千円 258,254	千円 1,647,256
	補 正 額		40,800		40,800
	補 正 後 の 額	1,879,510	66,800	258,254	1,688,056
臨 時 財 政 対 策 債	補 正 前 の 額	11,417,006	1,160,000	1,516,929	11,060,077
	補 正 額		△ 239,887	5,156	△ 245,043
	補 正 後 の 額	11,417,006	920,113	1,522,085	10,815,034
県 貸 付 金	補 正 前 の 額	111,413		32,621	78,792
	補 正 額		200,000		200,000
	補 正 後 の 額	111,413	200,000	32,621	278,792
計	補 正 前 の 額	50,116,055	3,254,900	6,012,729	47,358,226
	補 正 額		913	5,156	△ 4,243
	補 正 後 の 額	50,116,055	3,255,813	6,017,885	47,353,983

令和 3 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 621,508 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		601	10,000	10,601
	1 受 託 事 業 収 入	600	10,000	10,600
歳 入 合 計		611,508	10,000	621,508

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 業 集 落 排 水 費		200,525	10,000	210,525
	1 総 務 管 理 費	160,525	10,000	170,525
歳 出 合 計		611,508	10,000	621,508

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸 収 入	601	10,000	10,601
歳 入 合 計	611,508	10,000	621,508

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1農業集落排水費	200,525	10,000	210,525			10,000	
歳出合計	611,508	10,000	621,508	0	0	10,000	0

6 諸 収 入 (1 受託事業収入)

6

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 農業集落排水建設費受託事業収入	10,000	浜田八重可部線移転補償事業費 10,000

3 歳 出

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　　定　　　財　　　源			一　般　財　源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 農業集落排水費	200,525	10,000	210,525			10,000	
1 総務管理費	160,525	10,000	170,525			10,000	
2 施設維持管理費	111,415	10,000	121,415			10,000	

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
12 委託料	10,000	1 施設維持管理費 10,000

同意第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	表 田 映 二
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	団体職員
氏 名	金 高 梅 子
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	佐々木 千恵美
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	自営業
氏 名	山 本 富美恵
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 村 井 勉 (令和 3 年 12 月 31 日まで)
 金 高 梅 子 (令和 3 年 12 月 31 日まで)
 佐々木 千恵美 (令和 3 年 12 月 31 日まで)
 山 本 富美恵 (令和 3 年 12 月 31 日まで)
 任 期 3 年
 根拠法 人権擁護委員法第 9 条